

## 新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関の皆様へ

茨城県保健福祉部疾病対策課  
健康危機管理対策室

### 「令和2年度帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の疑い例等を診察する医療機関において、感染防止の為の設備整備費を補助します。

該当する医療機関におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

#### 1. 対象となる医療機関

県から役割を与えられている以下のいずれかの医療機関

(Ctrl キーを押しながらクリックすることで、対象通知を閲覧できます。)

##### (ア) 帰国者・接触者外来

[「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について（令和2年2月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）」](#)に基づき、県より指定を受けた医療機関

##### (イ) 帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関

[「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関について（令和2年5月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」](#)に基づき設置された医療機関。

##### (ウ) 検査協力医療機関

「令和2年度感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する業務委託契約」を県と締結している医療機関。

##### (エ) 診療・検査医療機関

[「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について（9月15日付け厚生労働省結核感染症課事務連絡）」](#)に記載の「診療・検査医療機関の指定要件等」の要件を満たした上で、県より指定を受けた医療機関。

※発熱患者等に対面での診療を行う医療機関が対象となりますので、オンライン診療等のみを行う医療機関は、補助の対象となりません。

## 2. 対象経費及び基準額

対象経費	基準額	補助率
HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	905,000 円/施設	10/10
HEPA フィルター付パーティション	205,000 円/台	
個人防護具	3,600 円/人	
簡易ベッド	51,400 円/台	
簡易診療室及び付帯する備品	5,060,000 円/式	

## 3. 交付申請書の提出

- (1) 提出期限 令和2年11月30日(月)
- (2) 提出方法 以下へ郵送してください。  
住所：〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
宛先：茨城県保健福祉部疾病対策課 新型コロナ包括交付金担当 宛
- (3) 提出書類 ※申請書作成時は、6の留意事項を参照してください。
  1. 交付申請書(様式第1号)
  2. 事業計画書(別紙1)
  3. 所要額調書及び所要額明細書(別紙2)
  4. 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書抄本
  5. 見積書の写し
  6. カタログ等

## 4. 実績報告書の提出

全ての事業が完了した後に以下を提出してください。

- (1) 提出期限 令和3年3月31日(水)
- (2) 提出方法 同上。
- (3) 提出書類
  1. 実績報告書(様式第4号)
  2. 経費所要額精算書(別紙3)
  3. 対象経費実支出額内訳(別紙4)
  4. 当該事業に係る歳入歳出決算書抄本
  5. 支出証拠書類(納品書, 検収調書の写し等)
  6. その他参考となる書類(写真等)

## 5. 留意事項

### <共通事項>

- ①本補助事業については、原則として、新型コロナウイルス感染症患者等の外来診察を実施していただく帰国者・接触者外来や診療・検査医療機関等が補助対象となります。

②新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するため、通常の補助金申請とは異なり、内示・交付決定等を受ける前に事業を行うことが可能となっております。

令和2年4月1日以降に購入しているものであれば、遡及して補助対象となりえますが、申請内容の精査を行ったうえでの交付決定となりますので、事前にご了承ください。

③本事業の目的については、新型コロナウイルス感染症患者等の外来診察を実施していただくにあたり必要となる設備に対し補助金を交付するものとなります。

そのため、貴医療機関におかれましては、本補助金を活用するにあたり、当該患者の診察が困難となることがないように事前に十分検討していただきますようお願いいたします。

また、補助事業の目的を達成できない場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める事があります。

④それぞれの設備に対して、基準額等が定められていますが、その額を超える部分については、貴医療機関の自己負担となります。

⑤予算の範囲内において事業を実施する為、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。

### <個人防護具について>

- ・対象規格は別添「個人防護具に関する規格参考例」をご参照ください。
- ・それぞれのパーツを各々の個数で購入するなど、1人（セット）あたりの単価が示しづらい場合は、総額÷数量を単価としてください。
- ・補助上限は、1医療機関あたり500人分とします。  
上限は、予算の範囲内で最大限の人数に対応できるよう設定しておりますが、新型コロナウイルス感染症に対して必要かつ購入可能な見込みがある数を申請してください。

### <HEPA フィルター付き空気清浄機について>

- ・1“施設”あたりの905,000円が上限額となります。
- ・HEPA フィルター付空気清浄機は、診察室に装置を設置して簡易的なダクト工事をするだけで、既存の診察室を陰圧状態に切り替えることができる装置を指します。
- ・陰圧化のためのダクト工事費用のみ対象経費に含まれます。

### <簡易診療室及び付帯する備品について>

- ・簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室を指します。
- ・新型コロナウイルス感染症患者等を診察するために必要であって、簡易診療室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。  
なお、付帯する備品のみの購入は補助対象外です。

### <その他>

- ・それぞれの設備リース代も対象となります。ただし、令和2年度に係る費用に限ります。
- ・令和2年度内に事業が完了したもののみ補助対象となります。

## 6. スケジュール（予定）

日付	内容
10月1日（火）	交付申請受付開始
11月30日（月）	交付申請提出〆切 ※早急に交付決定が必要な医療機関は、10月30日までに交付申請書を提出のうえ、11月下旬を目途に交付決定を実施。
12月下旬	交付決定通知の発出
3月31日（水）	実績報告書提出〆切
4月下旬	支払いを実施。

（問い合わせ先）

疾病対策課健康危機管理対策室 大川

電話番号：029-301-3233

E m a i l : k-ookawa@pref.ibaraki.lg.jp